

議案説明書

行政経営部 人事課

提出議会：令和6年第6回定例会

1 案件名

議案第112号 佐野市職員の給与に関する条例及び佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正について

2 概要

給料表、一般職の初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員の期末手当の支給割合を改める。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

人事院勧告等に伴い、各給料表及び初任給調整手当及び一般職の期末手当、勤勉手当並びに特定任期付職員の期末手当の支給割合を改定する。

第1条

- ・初任給調整手当の限度額を増額改定
- ・職員の令和6年12月期の期末手当及び勤勉手当支給割合の引上げ

一般職員

12月期 期末手当 1.225月 → 1.275月 (+0.05月)
【年間 2.45月 → 2.50月 (+0.05月)】
勤勉手当 1.025月 → 1.075月 (+0.05月)
【年間 2.05月 → 2.10月 (+0.05月)】
【賞与年間 4.50月 → 4.60月 (+0.10月)】

内定年前再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員含む)(以下再任用職員という。)

12月期 期末手当 0.6875月 → 0.7125月 (+0.025月)
【年間 1.375月 → 1.40月 (+0.025月)】
勤勉手当 0.4875月 → 0.5125月 (+0.025月)
【年間 0.975月 → 1.000月 (+0.025月)】
【賞与年間 2.35月 → 2.40月 (+0.05月)】

特定幹部職員

12月期 期末手当 1.025月 → 1.075月 (+0.05月)
【年間 2.05月 → 2.10月 (+0.05月)】
勤勉手当 1.225月 → 1.275月 (+0.05月)
【年間 2.45月 → 2.50月 (+0.05月)】
【賞与年間 4.50月 → 4.60月 (+0.10月)】

内再任用職員

12月期 期末手当 0.5875月 → 0.6125月 (+0.025月)
【年間 1.175月 → 1.200月 (+0.025月)】

勤勉手当0.5875月 → 0.6125月 (+0.025月)

【年間 1.175月 → 1.200月 (+0.025月)】

【賞与年間 2.35月 → 2.40月 (+0.05月)】

- ・行政職及び医療職給料表のすべての級・号給について増額改定(別表第1、第2)

第2条

- ・特定任期付職員の令和6年12月期の期末手当支給割合の引上げ

12月期 1.70月 → 1.75月 (+0.05月)

【年間 3.40月 → 3.45月 (+0.05月)】

- ・給料表の増額改定(別表)

4 その他の事項

施行日：公布の日より施行

(給料表の増額改定は令和6年4月1日に遡及、期末手当及び勤勉手の支給割合の改定は令和6年12月1日に遡及)